

令和6年6月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和6年7月3日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時57分

場所 第2委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
永瀬秀樹副委員長
渋谷真実子委員、松本義明委員、高橋稔裕委員、武内政文委員、
梅澤佳一委員、中屋敦慎一委員、小川寿士委員、田並尚明委員、
戸野部直乃委員、岡村ゆり子委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿福祉部副部長、
武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、播磨高志社会福祉課長、
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、
小松素明ねんりんピック推進幹、茂木誠一障害者福祉推進課長、
高橋良治障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、
黒澤万里子こども政策課長、山崎高延こども支援課長、
菊池陽吾こども安全課長、多久島康寿児童虐待対策幹

[県民生活部]
高野正規スポーツ振興課長

[保健医療部]
鈴木久美子疾病対策課長

[産業労働部]
塚本英樹雇用労働課副課長、藤井繁明産業人材育成課副課長

[教育局]
横谷鉄平特別支援教育課主幹兼主任指導主事

会議に付した事件

障害者への支援について

【障害者への支援について】

松本委員

- 1 グループホームや放課後等デイサービスのサービス供給量には、かなり地域偏在がある。市町村の福祉計画を基に県も福祉計画を策定していると思うが、それでも地域偏在がなかなか解消されていない状況である。障害福祉サービスの地域偏在がなくなるように、今まで以上の取組が必要であると思うが、どうか。
- 2 放課後等デイサービスがかなりのスピードで整備されているが、支援の質の担保が課題である。質の担保については市町村が監査を実施しているが、県としての対応はどうか。
- 3 平成30年から令和5年で障害者入所施設が5施設増えている。国は新たな入所施設は整備せず地域移行を進めていく方針であるが、増えている理由は何か。
- 4 盲導犬を同伴する視覚障害者から、飲食店などから入店を拒否されたとの話を聞いている。このような事例や件数を把握しているのか。また、相談があった場合の対応はどうか。

障害者支援課長

- 1 地域によって障害者の人数やニーズが異なるため、サービス供給量は地域ごとに差が出てくる。重要なのは、サービス供給量に過不足が生じていないかであると考えている。市町村が把握したニーズを踏まえ県の障害者支援計画に盛り込み、各地域において、必要なニーズに応じたサービス量が提供できるようにサービス体制を作っていく。
- 2 新規指定申請の際に、職員配置や設備関係だけでなく、事業計画書などから具体的に療育プログラムや地域の関係機関との連携、サービスの質に関することなどを聴取し、審査している。今後とも質の面での審査に一層力を入れて取り組んでいく。
- 3 国は、障害者の地域移行を進める観点から、新たな入所施設の整備は真に認められるものに限るとする方向である。本県では地域移行を進めるに当たり、独自で重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進に取り組んでおり、入所者の地域移行を進めている。一方で、現在約1,500名が入所施設への入所を希望しており、支援の困難さや個々の状態、家族の意向、地域資源の状況等を踏まえ、真に必要な最小限の入所施設の整備は必要だと考えている。そこで、入所施設の整備のための国庫補助金の採択について国に継続して要望しており、入所施設の整備案件も補助協議している。その結果、採択された施設が少しずつ増えている状況である。

障害者福祉推進課長

- 4 盲導犬を同伴する視覚障害者が飲食店などへの入店を拒否された、盲導犬は外につないでおくように言われた、などと県に相談があったケースが令和5年度は6件あった。県に相談が寄せられた場合は、その店舗の責任者や本社に連絡をしている。多くのケースは、盲導犬の同伴について責任者は理解しているものの、アルバイト等の従業員に周知しきれていないということが原因であり、県から改めて、盲導犬の役割や必要性などについて、従業員全体に周知するよう依頼している。こうした指導の結果を相談者本人に伝え、今後安心して店舗を利用できるようにしている。

松本委員

- 1 先ほどの答弁では障害福祉サービスの地域偏在について、改善が図れるとは思えない。各市町村の福祉計画には実際のサービス見込量と供給量が示されているが、様々な理由から計画期間内に整備したくても実現できていないという状況である。過疎地域でも都市部でも障害福祉サービスは一定数必要であり、これを調整するのが県の福祉計画の意義ではないか。市町村の取組だけでは地域偏在が解消できないため、県としてもう一步踏み込んで対応すべきであると思うが、どうか。
- 2 盲導犬の入店拒否が起こらないよう、飲食店をはじめ様々なところに更なる周知を図るべきであると思うが、どうか。

障害者支援課長

- 1 市町村ごとの計画数量ではなく、圏域単位でサービス供給量の総量を確認しており、その中で充足できていれば、多少の距離はあるかもしれないが利用できると考えている。総量の不足については、既存の事業者から相談を受けた際に定員増を持ちかけるなど、供給量を増やせるような取組をしている。

障害者福祉推進課長

- 2 入店拒否は飲食店で起こることが多いため、盲導犬に関するステッカーやリーフレットを飲食業の許認可事務を扱う保健所を通じて配布したり、大規模飲食チェーン店や大手スーパーなどに配布している。また、盲導犬協会と連携して、飲食店組合の総会や病院の職員向けの研修などに直接出向いて説明している。広く県民向けには、さいたまスーパーアリーナでのイベントや埼玉スタジアム2002の浦和レッズホームゲームにおいて、補助犬との触れ合い体験やデモンストレーションを行い、普及啓発を図っている。今後も盲導犬について、様々な業種の事業者や県民に理解いただけるよう様々な機会を捉えて啓発していく。

渋谷委員

- 1 中核発達支援センターでは、初診まで長期の待機期間が発生していたが、現状はどうか。
- 2 外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方の援助をしやすくするヘルプマークの普及に向けた取組は重要である。昨年度は26,294個配布したとあるが、ヘルプマークを必要としている人に行き渡っているのか。また、ヘルプマークを広く県民に周知するための取組はどうか。

障害者福祉推進課長

- 1 令和5年度における三つの中核発達支援センターの平均待機期間は3.3か月であり、最も待機期間が長かった令和3年度の5.1か月と比較して、約2か月短縮している。
- 2 障害者手帳の所持者数は約340,000人、指定難病医療給付受給者は約55,000人、その他妊娠中の方などを含めて援助や配慮を必要とする方は相当数いるが、ヘルプマークを携帯するかどうかはあくまで本人の希望によるものであり、ヘルプマークを必要としている方の正確な人数を把握することは困難である。本県では、県内市町村の障害福祉担当窓口を通じて希望する方に配布しており、令和5年度末までに約110,000個配布した。市町村ごとの必要見込み数を把握して市町村に配布しており、希望する方には行き渡るように対応している。また、より多くの県民に周知するため、県の

ホームページやSNSでの発信、公共施設等でのポスターの掲示やイベントでのチラシ配布などを行っている。昨年度は、大学の学園祭やブラインドサッカー大会などのイベントでのブース出展、埼玉スタジアム2002の浦和レッズホームゲームにおいて、大型ビジョンでPR動画を流すなどの普及啓発を行った。また、講演活動やラジオ番組に出演している障害当事者の方6名を「埼玉県ヘルプマーク普及大使」に任命し、ご自身の活動や県イベントで講演をお願いするなど、ヘルプマークの意義や役割に関する情報を発信いただいている。援助や配慮を必要としている方を見かけたら自然と配慮した行動ができる社会になっていくよう、様々な機会を通じてヘルプマークの普及を図っていく。

渋谷委員

待機期間が3.3か月と短くなってはいるが、まだ3か月以上待機しなくてはならない。待機が発生する原因をどう捉えているのか。また、解消に向けた取組はどうか。

障害者福祉推進課長

軽度の方でも専門的な診療療育を行っている中核発達支援センターに相談するケースが多く、センターに利用が集中しているということが挙げられる。このため、身近な医療機関で発達障害に関する相談や診断が受けられるように、小児科や精神科の医師を対象とした研修を実施している。こうした研修の実施により、発達障害の診療が可能な医療機関の確保に努めており、現在192か所を、中核発達支援センター以外の身近な地域の医療機関として、県のホームページで公表している。また、障害児通所サービス利用のための受給者証取得に際して、市町村担当者が医師の診断を求めるケースがあり、診断書の取得のためにセンターを受診するケースがあった。このため、県から市町村に対して、必ずしも医師の診断は必要としないこと、保健センター等に意見を求めることが望ましいことなどを改めて周知した。このような取組を進めたことで、センターへの受診が緩和され待機期間の短縮につながった。引き続き、地域において診療療育ができる体制を充実させていく。

戸野辺委員

- 1 高次脳機能障害は見えない障害と言われて、周囲になかなか理解され難いことが大きな課題となっている。医療従事者でもまだ認識のない人がおり、適切な医療、治療を受けられないケースが多くあると聞いている。そこで、令和5年の医療従事者等の専門研修会の参加者の延べ人数はどうか。また、高次脳機能障害と診断され治療を受け、職場や社会へ復帰しても、周囲の無理解に苦しんでいる人がいる。周囲の理解や障害の周知が求められているが、県としての具体的な取組はどうか。
- 2 医療的ケア児等支援センターの「等」というのは何が含まれるのか。
- 3 レスパイトケアの場を増やしてほしいという意見を多く聴くが、今後増やす計画はあるのか。また、家族や介護者自身の入院などが必要になったときに利用する、在宅の重度障害者のための一時入院事業のようなものはあるのか。

障害者福祉推進課長

- 1 令和3年度と4年度はそれぞれ600人以上の受講者がいたが、令和5年度の受講者数は325人である。これは、研修動画の作成に時間を要してしまい、医療従事者向け専門研修と医療と福祉の連携研修の二つの研修時期が、繁忙期となる年度末になってしまったことが原因である。今後は、より多くの方に参加していただけるように研修動画

の時期や公開期間を工夫するとともに、更なる周知に取り組んでいく。また、高次脳機能障害の理解を深めてもらうために、市町村や福祉、医療の関係者を対象にした研修会を実施しているほか、パンフレットやホームページなどを通して、県民への周知啓発に努めている。さらに、様々な視点から高次脳機能障害と向き合ってきた医師や著名人、患者家族などを講師とする県民向けのセミナーも実施している。今後も様々な関係機関に協力を仰ぎ、広く県民への周知を図っていく。

障害者支援課長

- 2 18歳までの医療的ケア児に加えて、18歳以上の医療的ケア者、重度心身障害児者も支援の対象としているため、名称に「等」を入れている。
- 3 市町村が実施する日中一時支援などで医療的ケア児等を受け入れた際に上乗せを補助する、レスパイトケアの整備事業を行っている。令和5年度は58市町の26事業所で事業を実施しており、99人が利用した。今後は、この事業が更に広がっていくよう市町村に働き掛けていく。さらに、児童発達支援事業や放課後等デイサービスでも受入れが進むよう働き掛けていく。また、医療的ケア児を対象としたショートステイは県内7か所ある医療型の障害児入所施設や一部の医療機関で実施しており、令和5年度は合計412名の受入実績がある。

戸野辺委員

- 1 医療的ケア者や重度心身障害児者も支援の対象になるとのことだが、一見して「児」だけが強調されている。医療的ケア児から、大人になっても継続した支援が受けられるのか不安視する声を聴いているが、表記を変更する可能性はあるのか。
- 2 ショートステイを利用したくともできなかったという声がある。利用希望者からの相談を受けたり、利用可能な場所を案内するような事業を実施すべきであると思うが、どうか。

障害者支援課長

- 1 専門家や関係者と相談の上、今後検討していく。
- 2 事業者から話を聞いたところ、特定の時期に利用希望が集中している状況とのことだった。少しでも多くの人を受け入れられるように取り組んでいくが、難しい部分もあるので、関係者とよく相談しながら、少しずつ対応できるように工夫していく。

岡村委員

- 1 ピアカウンセリングの電話相談の件数について、令和3年が183件、令和4年が156件であるが、令和5年は68件であり非常に少なくなっている。減少した理由は何か。
- 2 特別支援学校における職業教育について、令和5年度の企業への就労を希望する生徒の一般就労率は85.4%であるが、5か年計画や教育振興基本計画では、令和8年度までに91.1%まで引き上げる目標を掲げている。目標達成に向けた令和6年度を取組等はどうか。また、就労支援アドバイザーについて、配置状況はどうか。
- 3 パラスポーツの振興について、パラリンピックを盛り上げるための取組はどうか。また、小・中・高・大学でのパラスポーツ体験会について、応募者多数のため希望しても開催できなかった学校があるようだが、拡充の考えはどうか。

障害者福祉推進課長

1 ピアカウンセリングに至る経緯としては、県総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターや市町村、受診している医療機関などからの紹介が多いと聞いている。相談体制は変わっておらず、高次脳機能障害者支援センターなどからピアカウンセリングにつなぐ案件が少なかったということが考えられるが、案件が少なくなった理由は不明である。なお、令和5年度の高次脳機能障害者支援センターへの相談件数は4,722件であり、ここ数年大きな変化はなく、相談内容に応じてピアカウンセリングにつないでいる。今後も、特に市町村などの関係機関にピアカウンセリングの意義などを繰り返し周知していく。また、減少した理由について関係者の意見を聞き、分析した上で今後の活動に生かしていく。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

2 就労率は10年前に比べて約14%上昇している。就労支援アドバイザーの学校への派遣や教員研修などの様々な取組、職業学科、高校内分校の設置などにより、着実に実績を積み上げてきたところである。長期的視点に立てば一般就労を希望する生徒全員の就労を目指すべきであると考えているが、一方で、就労率の分母である一般就労を希望する生徒の数は、高等部1年生のときの希望者数である。生徒の障害の状態や生活環境の変化などにより、企業への就労が本人にとって必ずしもよい進路選択とは言えないケースもある。これらの生徒に対しても、早期からの粘り強い就労支援や企業とのマッチングに取り組み、一般就労を希望する生徒全員の就労を目指し、学校の方と事情を丁寧に確認していきながら取組を進めていく。また、令和5年度就労支援アドバイザーは、県立特別支援学校50校で計130回実施している。

スポーツ振興課長

3 パラリンピックでの活躍が期待される選手を強化選手として認定し、トレーナーや栄養士などの個別サポート、大会遠征等の支援を行っている。また、選手を県民に周知するため、彩の国だよりで特集記事を掲載して県ゆかりの選手を紹介した。あわせて、県ホームページ等で代表内定選手の紹介や、SNS等で応援キャンペーンを行って、パラリンピックをオリンピック同様に盛り上げていく。また、パラスポーツ体験会はできる限り開催数を増やしたいと考えているが、実施体制の課題等もあるため、例えば同一市町村内の学校で合同開催するなど、工夫をして多くの学校で開催できるように進めていく。

岡村委員

- 1 職業学科でより専門的なことを学び、すぐに就労につなげていきたいという人も一定数いるのではないかと考えているが、一般就労につなげていくためにも、職業学科を更に設置するべきではないかと考えるが、どうか。
- 2 パラスポーツはする人だけではなく、支えてくれる人も必要である。パラスポーツを盛り上げていくためには、ボランティアや地域を巻き込むことも必要であると思うが、どうか。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

1 一般の特別支援学校の普通科でも、高等部3年間で身に付けてもらいたいことや経験してもらいたいことを幅広く学習しており、その中で、職業に関係する学習として作業

学習を実施している。作業学習の中で職業学科などでの取組をフィードバックしており、他の特別支援学校にもノウハウが伝わるような取組を進めていく。

スポーツ振興課長

- 2 スポーツボランティア制度を所掌しており、県が実施するパラスポーツ大会等に協力いただいている。今後はボランティア団体だけでなく、県民等についても盛り上げて巻き込みながら取り組んでいく。

田並委員

- 1 職業能力開発センター、ハローワーク、障害者雇用総合サポートセンター、障害者就業・生活支援センターなど様々な支援サービスがあるが、それぞれ単独で支援しているように見える。各機関の連携はどうか。
- 2 障害者就業・生活支援センターは、就業支援に関する費用は国、生活支援に関する費用は県が支出しているが、それだけでは予算が足りず、法人の持ち出しで赤字部分を補填していると聞く。この現状について県の認識はどうか。また、実際の現場を確認しているのか。
- 3 障害者スポーツは、ボランティアや介助者を含むスタッフを集めるのが大変だと聞いている。福祉部からスポーツ振興課に所管が移ったが、引き続きスタッフとして県職員の協力は得られるのか。また、パラリンピックに出るような競技選手を育てることも重要であるが、障害者スポーツが競技としてのスポーツに特化してしまうのではないかとの不安を現場は持っている。今までどおり、重度の障害者でも参加できる種目は続けていくのか。
- 4 車椅子バスケットでの体育館の利用について、タイヤ痕の原状復帰など、東京都など他都県と比較して埼玉県は利用しづらいとの声がある。担当課が現場に足を運び、調査や意見聴取をしているらしいが、調査結果を踏まえ今後どのように対応して行くのか。また、パラスポーツの裾野拡大のためにも、車椅子バスケットで利用しやすい体育館を整備してほしいとの声があるが、どうか。

雇用労働課副課長

- 1 障害者雇用総合サポートセンターでは、障害者就業・生活支援センターやハローワーク、地域の就労支援センターなどと連絡協議会を設置し年5回会議を開催しており、各支援機関への情報提供や障害者雇用の動向などについて意見交換を行っている。また、例えばハローワークとは、障害者雇用総合サポートセンターの職員が月1回程度情報交換を行っているほか、企業訪問を一緒に行っている。実際の障害者雇用の場面では、企業開拓や職場実習など、障害者就業・生活支援センターや障害者雇用総合サポートセンターなど関係機関が相互に連携しており、今後も関係機関と連携を深めて障害者雇用に取り組んでいく。
- 2 予算が厳しいことについては、複数のセンターから聞いている。今年度は国からの委託費が増額されたとのことだが、県としてもセンターから現場の声を聴き、必要に応じて国に伝えていく。また、雇用労働課の職員が少なくとも年に1回はセンターを訪問し、職員と意見交換をしている。意見交換の場では、就労を希望する精神障害者が増えており、対応に時間がかかっているなどの意見があった。個別の支援事例が生じた場合にも、その都度、障害者雇用サポートセンターの職員や委託事業者のスタッフがセンターと共に企業や障害者の支援を行っている。

スポーツ振興課長

- 3 高校や大学、協賛企業にボランティアを募ったり、スポーツ振興課で所管しているスポーツボランティア制度を活用するなど、様々な団体と連携している。パラスポーツを広く県民に認知いただくためにも、周知をしっかりと行い、大会運営に協力いただける競技団体と調整して、例えば募集時期を早めるなどの工夫をして、ボランティアの確保にしっかりと取り組んでいく。また、障害者が地域で気軽に親しめる環境を整えるということは、スポーツ振興課においても重要なことであると理解している。このため、昨年度のふれあいピックなどでも、参加しやすいように種目数を増やしたり、完全事前予約制を当日参加可能に変更するなど、新たな参加者を掘り起こす取組を実施している。今後とも障害者や関係団体に対してより丁寧に説明していき、障害者が参加しやすくなるよう努めていく。
- 4 県や市町村が管理している体育館等における障害者利用の状況を調査し、利用時の対応など、障害者が気軽に利用できるような体制づくりに取り組んでいる。調査結果については、昨年11月の主管課長会議において共有した。市町村における改善に向けた取組については、意見交換の場等で継続して共有していく。

小川委員

- 1 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業は、昨年末時点で2市しか実施していない状況だったが、昨年12月定例会の一般質問において、利用希望者が出た際に迅速に対応できるよう市町村に働き掛けていくとの答弁があった。その後の県の対応状況と市町村の導入状況はどうか。
- 2 本県の医療的ケア児等支援センターとさいたま市の医療的ケア児保育支援センターとの連携はどうか。また、市町村による医療的ケア児への支援については、サービスの内容や事業の内容に市町村ごとで大きな差があるという話を聞くが、実態を把握しているのか。
- 3 在宅の医療的ケア児への災害時における対応はどうか。また、民間企業などが主催する防災イベントについて、県も主催者と連携協力していくべきと思うが、どうか。

障害者支援課長

- 1 本年3月に開催した市町村向けの障害福祉行政説明会において、活用支援例の情報提供などを行い、この事業の積極的な活用を呼び掛けた。その結果、今年度から新たに1市が当該事業を実施することになった。今後も市町村に対して、個別訪問の機会や研修の場などを通じて働き掛けを行い、事業の利用促進を進めていく。
- 2 医療的ケア児等支援センターは、さいたま市を含めた県全体の体制整備や市町村支援、人材育成などを行っている。一方、さいたま市の医療的ケア児保育支援センターは、そのうち特に支援ニーズの高い、就学前の医療的ケア児を対象とした保育所への入所支援や就学支援を中心に実施している。さいたま市在住の人から相談があった場合、保育の関係であれば市の医療的ケア児保育支援センターを、就学後の相談であれば県の医療的ケア児等支援センターを案内するなどして連携している。また、市町村によって医療的ケア児の相談支援に対応してきた経緯やノウハウに違いがあるため、保育所や幼稚園、小学校の受入れ状況などについても差が生じている状況は把握している。医療的ケア児の支援に向けた積極的な取組や、地域の受皿を増やす取組、関係機関とのネットワークづくり等、先駆的な事例を研修会などを通じて市町村などと共有し、各地域において格差なく横展開できるよう取組を進めていく。また、各種サービスをコーディネートする

医療的ケア児等支援コーディネーターや、支援体制の状況把握をするための協議の場も重要であるので、養成や設置についても積極的に働き掛けを行っていく。

- 3 災害時における電源の確保については、医療的ケア児の生死に関わる重要な課題だと認識している。市町村などに対して、説明会などで医療機器の電源確保について補助事業の活用例を紹介し、災害時の対策を進めるよう働き掛けている。

小川委員

今年度から新たに1市が雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施することになったとのことだが、どこか。

障害者支援課長

鶴ヶ島市である。

中川委員

- 1 平成25年から令和5年までの間で、障害者手帳所持者数が約2割増加しているが、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒数はどうか。また、普通学級から特別支援学級へ転籍する際、意思確認ができる児童生徒に対して、意思確認をしっかりと行っているのか。
- 2 放課後等デイサービスに関係する予算の推移や利用者一人当たりにかかる一月の費用はどうか。また、放課後等デイサービスは、利用者が増えすぎて本来のサービスが提供困難になっている、一部の施設では障害者ビジネスや補助金ビジネスになっているとの声がある。県としてその現状をどう認識しているのか。また、本人にとって適切なサービスを提供するためにどのように取り組んでいくのか。
- 3 高次脳機能障害は認知症と同じような症状が出ることがある。例えば、認知症予防の取組の中で高次脳機能障害に関することを取り上げるなど、この障害が身近なものであることを広く一般県民に周知するべきであると考えているが、どうか。
- 4 県内各地で手話通訳の研修会や体験会を実施しているが、参加するには敷居が高いように感じる。もっと気軽に参加できる仕組みが必要であると思うが、どうか。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 1 平成25年から令和5年までの間で、公立学校全体の児童生徒数は約7.8%減少しているが、公立小中学校の特別支援学級及び公立特別支援学校に在籍する児童生徒数は、約12,000人から約22,000人、割合にすると約1.8%から約3.4%に増加している。また、児童生徒の就学等については、本人及び保護者の意見を最大限尊重し、本人及び保護者と市町村教育委員会及び学校との間で合意形成を図るとしており、児童生徒本人の同意は得ていると受けとめている。

障害者支援課長

- 2 障害児通所費等負担金の予算は、10年前の平成26年は14億2283万1千円、5年前の令和元年度は60億4090万5千円、令和6年度は126億5491万8千円である。また、標準的な利用例として22日利用した場合の利用料総額は、おおむね159,000円程度である。障害児への支援については、個々の特性や可能性を踏まえ、将来の自立に向けて役立つ取組や支援があるのであれば、それらを活用することが望ましいと考えており、放課後等デイサービス一択ではないと考えている。放課後等デ

イサービスの専門的な支援以外にも、学童保育等での受入れ促進や、地域の様々な活動の後方支援を強化するなど、障害の有無に関わらず共に育つことができる環境づくりを進めていく必要があると考えている。また、補助金ビジネスにならないように、事業者指定の手続の際に、人員や設備の要件だけでなく個別の事業計画もしっかりと確認し、今まで以上に精査をしながら対応していく。

障害者福祉推進課長

- 3 昨年度はこどもの高次脳機能障害をテーマに、主に学校関係者や障害者施設の関係者などに声を掛け、家族会から講演を頂いた。今年度の県民向けセミナーについては委員の意見を踏まえ、内容や講師をよく検討するとともに、オンラインでも発信するなどして、より多くの県民に周知できるように工夫していく。
- 4 これまでも公共施設職員や県民向けの手話講習会を県内数か所で実施してきたが、今年度はこれに加え、大型商業施設など一般県民が多く集まる施設での手話体験会を企画している。講習会という形ではなく、偶然その場を訪れた買物客や家族連れなど、広く一般県民に体験いただくことで、手話は言語であるということを広めていく。

中川委員

- 1 障害児通所費等負担金の予算は何倍に増えているのか。また、10年後も予算を確保できるのか。例えば年金は制度が変わり支給額が減額されたが、放課後等デイサービスも将来を見据えた適正な運用が必要であると思うが、どうか。
- 2 普通学級から特別支援学級へ転籍する際に本人の意思確認をしているとの答弁だったが、私は何回も、転籍を嫌がる子供から泣かれたことがある。このような実態が埋もれていないか確認することが監督官庁としての県の業務であると思うが、どうか。

障害者支援課長

- 1 10年前の予算と比較すると、現在の予算は約8.9倍である。利用料については、国が全国の状況などを踏まえて決定している。費用が増えている現状を踏まえ、必要に応じて国に相談や要望しながら対応していく。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 2 そのような事例が生じないよう、市町村教育委員会に対して、本人及び保護者の意向を最大限尊重し合意形成を図ることの必要性について、話をしていく。